

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）関下複合商業施設
名取市増田字関下50街区1画地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
有限会社京橋ゼットファイブ 取締役 森田 威
東京都新宿区四谷一丁目4番地 あると法律経済総合事務所気付
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 来客用出入口が2ヶ所と少なく、特に市道関下2号線からの出入車両の混雑が予想されるなかで、更に土日・祭日のピーク時には大変な混雑が予想されるので、歩行者や自転車通行者の安全確保には交通誘導員の配備等、適切な対策を講じられたい。
 - (2) 建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入されたい。また、工事車輛等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリングの禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。
 - (3) 駐車場での自動車のアイドリングや空ぶかし等による騒音により、近隣の方々に迷惑をかけないように、利用者への指導を徹底されたい。
 - (4) 騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動レベル及び騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も規制基準値を超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑をかけないように十分配慮されたい。
 - (5) 事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生抑制に努められたい。
 - (6) 循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。
 - (7) 名取市に廃棄物を排出処分する場合は、市の排出基準を遵守されたい。
 - (8) 廃棄物の保管にあたっては、十分なスペースを確保し、保管は屋内に密閉した施設で適切な温度管理をするなど悪臭及び衛生面に配慮されたい。
 - (9) ごみの発生、保管、搬出状況等を把握する担当者を配置されたい。
 - (10) 道路・公園・街路樹等周辺の美化（清掃）活動及び敷地周辺の歩道部分等の除雪作業について、地域貢献として協力されたい。
 - (11) 「名取市環境基本計画」の趣旨を十分尊重し、「事業者としての役割」につ

いて積極的に取組んでいただきたい。また、周辺の地域の生活環境の保持について、町内会等地域住民と定期的に協議する場を設けられたい。

- (12) 車両出口からの帰路について、各方面への案内看板に配慮されたい。
- (13) 開店時、繁忙期等の混雑が予想される時は、車両出入口等に交通誘導員等を配置し、歩行者の安全確保及び駐車場内での車両の円滑な誘導を図られたい。
- (14) 出入口付近には、歩行者等の視界を遮るようなフェンス等を設置しないようにするなど歩行者等の視界確保に留意されたい。
- (15) 各店舗において、盗難防止機器等により万引き防止対策に努められたい。
- (16) 駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等の溜まり場とならないよう施設管理の徹底に努められたい。
- (17) 開店時の新聞折込み広告やチラシ等による防犯啓発記事の掲載に配慮されたい。
- (18) 駐車場において、犯罪が発生しないよう照明等の明るさを工夫されるなど死角が生じないよう配慮されたい。
- (19) 敷地周辺の道路は通学路に指定される予定であることから、児童生徒の安全確保については万全を期されたい。
- (20) 未成年者への酒・タバコの販売防止に努められるとともに、飲食コーナーにおける飲酒・喫煙の禁止措置の徹底を図られたい。
- (21) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など関係機関との連携を図り、青少年の非行防止に協力願いたい。

4 地域住民等の意見の概要

名取市商工会の意見

- (1) 「関下複合商業施設」の駐車場の「出入口 1」は、県道「大手町下増田線」と市道「関下2号線」の交差点に近隣しており、通過する車両と来店車両が混雑し、渋滞の発生が予想されるので、当該商業施設の用地を一部セットバックし、渋滞回避のための車寄せレーンを新たに設けるべきである。
- (2) 当該商業施設の駐車台数は616台計画されているが、平面駐車の場合は227台で、残りの389台の駐車場はA棟（東棟）の2階（216台）及び3階（173台・従業員用17台）に計画されているので、スロープ手前に誘導員を配置し、来店車両を適切に誘導して、駐車場内での混乱と事故等を防止すべきである。
- (3) 当該商業施設の場合、西に「ダイヤモンドシティ・エアリ」が立地、東には「みちのく・三陸だてもん市場」や「（仮称）スーパービバホーム仙台空港店」等が計画されており、当該商業施設にアクセスする県道「大手町下増田線」やその他の周辺道路は交通量が増加し、特に土日・祝日においては、深刻な渋滞等が予想されるので、来店経路及び退店経路を計画的に設定、広範囲に看板等を設置し、顧客を適切に誘導して、周辺道路の渋滞の回避に努めるべきである。
- (4) 当該商業施設にアクセスする県道「大手町下増田線」と市道「関下2号線」の渋滞を回避するため、「出入口 1」及び「出入口 2」には、常に誘導員を配置し、車両を適切に誘導するとともに、通行客の安全確保に配慮すべきである。
- (5) 当該商業施設の駐車場において、平面駐車の場合は車両と階上に行く車両が交差する付近に歩行者専用の横断歩道が計画されているが、誘導員を配置し、歩行者の事故防止に努めるべきである。

- (6) 当該商業施設のトイレや階段，休憩施設等の配置においては死角にならないように配慮し，また警備員の巡回を徹底し，青少年の喫煙等の非行や万引き等の犯罪防止に努める必要がある。
- (7) 当該商業施設の南裏の市道は店舗施設の死角で，夜間の通行客の往来が危険であるので，商業施設設置者の責任で，数ヶ所に防犯灯を設置すべきである。
- (8) 当該商業施設に接して幹線道路「大手町下増田線」が通っており，駐車場の利用時間帯以降に青少年や暴走族が駐車場に進入し，青少年の溜まり場になると共に，騒音の発生源にもなるので，利用時間帯以降は駐車場出入口に施錠し，また警備員が深夜・早朝時に巡回すべきである。
- (9) 当該商業施設の場合，A棟（東棟）の2階及び3階が駐車場で，スロープが南の住宅街区側に設けられているが，上昇時の車輛騒音が予想されるので，スロープは防音壁にすべきである。
- (10) 当該商業施設で排出した廃棄物の処理に当っては，名取市指導の下6区分に分別し適切に処理すべきである。
- (11) 「関下複合商業施設」の立地する街区は「準住居地域」，周辺地区も「準住居地域」「第1種低層住居地域」で，良好な居住環境が求められる住宅地区が形成され，また，仙台空港アクセス鉄道の車窓の視野に入る商業施設であるので，建物外観及び店舗ファサード，看板等の形態・デザイン・色彩等においては，地域環境と街並み景観等に配慮すべきである。
- (12) 当該商業施設の周辺地域には住宅街区が形成されるので，夜間の屋外灯や来店車輛の照明等の明るさが地域住民に影響が及ばないように，十分配慮すべきであり，とくに，屋外照明は営業時間外必ず消灯すべきである。
- (13) 当該商業施設のA棟（東棟）の2階及び3階が駐車場になるが，駐車する車輛の照明が周辺の住宅や通行する車輛等の光害にならないように，駐車場に遮光性の囲いを設置すべきである。
- (14) 当該商業施設が計画される街区は，樹木等の自然環境に乏しいので，高木等による植樹を行うなど緑化に努めるとともに，環境面からも屋上の緑化・駐車スペースの芝ブロックなどの緑化対策が求められる。
- (15) 「関下複合商業施設」が計画される名取市は，中心市街地活性化に取り組んでおり，これらの街づくりや活性化事業に積極的に協力すべきで，当該商業施設の配置及び運営方法において，影響が及ばないよう配慮すべきであり，また，設置者及び商業者は地域貢献策を提示し，商工会の一員となり，地域が計画するイベントや活性化事業を積極的に支援すべきである。
- (16) 当該商業施設は，地域が担っている交通整理，消防，防犯等地域文化にとけ込み，大型店の社会的責任として役割を分担するとともに，周辺地域の生活環境を保持するため，当該商業施設の開店後，地元住民や関係機関と定期的に協議する機会を設けるべきである。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成19年10月5日から平成19年11月5日まで（ただし，閉庁日を除く。）